

虐待防止のための指針

社会福祉法人 伊佐市社会福祉協議会
菱刈訪問介護事業所
障害福祉サービス事業所
い～さろんまごし
居宅介護支援事業所

1 虐待の防止に関する基本的考え方

伊佐市社会福祉協議会が運営する各事業所（以下、「事業所」という。）は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施する。

2 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、虐待防止及び身体拘束の適正化を目的として虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- （１）委員会は年１回以上、定期的に開催する。ただし虐待が疑われる事案が発生した場合は臨時の委員会を開催する。
- （２）委員の構成員は事務局長、事務局次長、管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、介護支援専門員、その他必要に応じ招集する。
- （３）検討内容
 - ・虐待の防止のための指針・対応の整備に関すること。
 - ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ・虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

3 虐待防止に関する責務等

- （１）虐待防止に関する統括は事務局長が行い、責任者は管理者、担当者はサービス提供責任者とする。
- （２）虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、成年後見制度の利用、苦情解決体

制の活用など、日常的な虐待の防止等の取組を推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

連絡先		電話番号
鹿児島県匿名通報ダイヤル（24 時間 365 日 受付対応）		0120-924-839
高齢者	伊佐市大口地域包括支援センター	23-2377
	伊佐市菱刈地域包括支援センター	26-1307
	伊佐市役所 長寿介護課介護保険係	23-1329
障がい者	伊佐市役所 福祉課 障がい者支援係	23-1330
子ども	伊佐市役所 こども課 こども相談係	23-1334
その他：担当介護支援専門員、担当ケースワーカー		

4 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底する。

研修は年 1 回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙面または電磁記録等により保存する。

5 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 虐待が発生した場合の相談・報告体制

- （１）職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、責任者および担当者へ報告する。
- （２）担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った職員等に事実確認を行う。また必要に応じ、関係者から事情を確認する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- （３）事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、職員等に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口外部機関に相談する。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員等に周知する。
- (6) 事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- (7) 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

7 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な場合は成年後見制度について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、担当者は寄せられた内容について、責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」によるものとする。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びそのご家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付ける。また事業所ホームページにも公開する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

令和6年8月22日